

平成27年第1回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成27年3月9日（月曜日）午前11時31分開会

定例議会の告示

八千代町告示第19号

平成27年第1回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年3月4日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成27年3月9日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（10番）	水垣 正弘君	副議長（9番）	大久保 武君
1番	国府田利明君	2番	大里 岳史君
3番	廣瀬 賢一君	4番	大久保弘子君
6番	中山 勝三君	7番	生井 和巳君
8番	相沢 政信君	11番	小島 由久君
12番	宮本 直志君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

5番 上野 政男君

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	岡田 昭夫君
秘 書 課 長	谷中 聰君	総 務 課 長	浜名 進君

企画財政課長	青木 良夫君	税務課長	野村 勇君
町民課長	横島 広司君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	内山 博君	産業振興課長	青木 喜栄君
都市建設課長	上野 真一君	上下水道課長	柴森 米光君
農業委員会 事務局長	秋葉三佐男君	教育次長兼 学校教育課長	水書 正義君
公民館長兼 生涯学習課長	鈴木 一男君	給食センター 所長	鈴木 忠君
総務課長 補佐	生井 好雄君	企画財政課 参事	中村 弘君

議会事務局の出席者

議会事務局長	高野 実	主 査	小林 由実
主 幹	外山 勝也		

議長（水垣正弘君） 公私ご多用のところご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、去る1月18日の八千代町長選挙におきまして5選を果たされた大久保司町長から就任のご挨拶を願います。

大久保司町長、登壇願います。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） おはようございます。本日は、平成27年度第1回定例会ということで、議員の皆様にはご多忙の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、先般の八千代町長選挙におかれましては、議員各位のご推薦、さらに温かいご支援、ご鞭撻をいただきまして、まことにありがとうございました。引き続き5期目の八千代町政をお預かりすることになりました。今後とも町民の負託に応えるべく全力を傾注し、町政に邁進したいと考えておりますので、皆様のさらなるご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、就任の挨拶といたします。

議長（水垣正弘君） 続きまして、同時に行われました議会議員補欠選挙におきまして当選をされました大久保弘子議員をご紹介します。

大久保弘子議員、登壇願います。

(4番 大久保弘子君登壇)

4番(大久保弘子君) 皆さん、改めましてこんにちは。私は、去る1月13日告示、18日投票の町議会補欠選挙において当選をさせていただきました大久保弘子でございます。職員の皆さん、そして議員の皆さんのご指導をいただきながら、町民の声をしっかり議会に届けてまいりたいと思います。努力してまいります。よろしく願いいたします。議長(水垣正弘君) 続きまして、去る2月6日、全国町村議会議長会から大久保武議員、相沢政信議員、生井和巳議員に議員在職15年以上の表彰状が贈呈されましたので、ここで伝達いたします。

それでは、3名の方、演壇の前をお願いいたします。

(表彰状伝達)

議長(水垣正弘君) ただいまの出席議員数は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求めた議事日程は次のとおり)

議 事 日 程 (第1号)

平成27年3月9日(月) 午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 議席の一部変更

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 選任第1号 常任委員会委員の選任について

日程第5 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

日程第6 議案第1号 八千代町政治倫理条例

日程第7 議案第2号 八千代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定

- 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 日程第8 議案第3号 八千代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例
- 日程第9 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第10 議案第5号 八千代町教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例
- 日程第11 議案第6号 八千代町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第8号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第9号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第10号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第11号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第12号 八千代町保育の実施条例を廃止する条例
- 日程第18 議案第13号 平成26年度八千代町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第14号 平成26年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 平成26年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 平成26年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 平成26年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 平成26年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 平成26年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第20号 平成26年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）

諸般の報告

議長（水垣正弘君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付してありますから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

次に、私のほうから議会議員研修視察の報告をいたします。去る1月28日に実施した議員研修につきまして報告いたします。

まず、古河市の茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部におきまして、高齢化や疾病構造の変化に対応した救命救急体制や火災、交通事故、水難事故等、人命救助のための出動態勢や取り組み状況につきまして説明を受け、その後、司令室や特殊車両などを拝見いたしました。多様化する災害形態、救命救急体制に対応するため、施設の近代化と充実強化に努めており、消防士、救命救急士などの人材のスキル向上にも大変力を入れておりました。

次に、五霞町、境町の首都圏中央連絡道路工事現場を視察し、進捗状況を確認いたしました。昨年度も視察いたしました。当時は土盛りでの造成にとどまっていた場所も、わずか1年の間に景色がさま変わりしており、インターチェンジの外観を望むことが可能になるほど集中的に本事業が進行しておりました。開通後は、当町における交通事情が飛躍的に向上することになり、地域の発展に好影響を与えるものであると確信いたしました。今後も引き続き進捗状況を確認してまいりたいと思います。

結びに当たり、研修に参加いただきました町長並びに町執行部の皆様を初め、時間を割いて研修にご協力をいただきました関係者の皆様に対しお礼を申し上げまして、議会議員研修の報告とさせていただきます。

行政諸般の報告

議長（水垣正弘君） 続きまして、町長から諸般の行政報告につきまして要請がありましたので、許可をいたします。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 平成27年第1回定例会を招集したところ、議員各位にはご多忙にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

初めに、瀬戸井上行政区、瀬戸井下行政区の合併についてご報告申し上げます。過日、瀬戸井上行政区長、瀬戸井下行政区長並びに両行政区役員一同より、瀬戸井上行政区、瀬戸井下行政区を合併し、瀬戸井行政区として運営したい旨の要望書が提出されました。これに伴いまして、八千代町行政区長及び副区長の設置規定の一部を改正し、瀬戸井上行政区及び瀬戸井下行政区を瀬戸井行政区とし、規則第2条の第1項中、63行政区を62行政区とするものであります。

なお、行政区長については、当分の間2名となります。

続きまして、平成26年度八千代町総合表彰式についてご報告申し上げます。総合表彰式につきましては、八千代町ほう賞規則に基づき、町の進歩発展に功績のあった人、団体に対し表彰するもので、例年3月下旬に実施しております。本年度は、3月25日水曜日午前10時から、中央公民館大ホールにおいて実施いたします。議員各位におかれましても、万障繰り合わせの上、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてご報告申し上げます。昨年の11月にまち・ひと・しごと創生法が公布されたことに伴い、国においては12月にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、国と地方が総力を挙げて、人口減少や地域の活性化の課題に対し、施策を展開していくことになりました。これを受け、町としては、全庁的な推進を図るため、国、県の推進体制に倣い、三役と全課長等による創生本部を3月2日に立ち上げ、さらに今後有識者メンバーによる推進組織を立ち上げたいと考えております。

また、総合戦略の一環として、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業が先行的に計画されております。この交付金については、国において補正予算として計上し、地方においても平成26年度補正予算に計上、繰り越しを行った上で、平成27年度に実施することになります。その内容につきましては、消費喚起・生活支援型として、プレミアム商品券の発行や低所得者向けの生活支援を行うものと、地方創生先行型として、自治

体ごとに総合戦略を策定し、それに沿った人口減少対策や観光の振興等に関する事業を実施するものでございます。

なお、当町におきましては、国が推奨するプレミアム商品券の発行、総合戦略の策定をメインに、子育て支援や定住促進、さらに観光振興関連の事業を考えております。議員各位のご理解とご協力をお願いします。

続きまして、保留地の販売についてご報告申し上げます。保留地販売については、広報紙、町ホームページ、チラシ、のぼり等により実施いたしております。前回の報告から現在まで1区画販売いたしました。販売面積は313.96平方メートル、金額は769万2,020円であります。

なお、現在は15区画の保留地を販売中でございます。今後も保留地の販売を積極的に実施し、区画整理事業を進めてまいりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

続きまして、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙「契約関係報告書」のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協力をお願いいたしまして、報告を終わらせていただきます。

議長（水垣正弘君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議席の一部変更

議長（水垣正弘君） 日程第1、議席の一部変更を行います。

今回当選されました大久保弘子議員の議席に関連し、八千代町議会会議規則第4条第2項の規定により、議席の一部変更を行います。

変更した議席は、お手元に配付いたしました議席表のとおりとなります。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（水垣正弘君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、1番、国府田利明議員、2番、大里岳史議員、以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（水垣正弘君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

小島議会運営委員長。

（議会運営委員長 小島由久君登壇）

議会運営委員長（小島由久君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る2月24日、執行部から副町長及び関係課長等の出席を求め、平成27年第1回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から17日までの9日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。
議長（水垣正弘君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成27年第1回八千代町議会定例会の会期を本日より17日までの9日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より17日までの9日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より17日までの9日間とすることに決定をいたしました。

日程第4 選任第1号 常任委員会委員の選任について

議長（水垣正弘君） 日程第4、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、八千代町議会委員会条例第7条第1項の規定により、大久保弘子議員を教育民生常任委員会委員に指名したいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、大久保弘子議員を教育民生常任委員会委

員に選任することに決定をいたしました。

日程第5 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

議長（水垣正弘君） 日程第5、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、八千代町議会委員会条例第7条第4項の規定により、中山勝三議員を議会運営委員会委員に指名したいと思いません。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、中山勝三議員を議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

日程第6 議案第1号 八千代町政治倫理条例

議長（水垣正弘君） 日程第6、議案第1号 八千代町政治倫理条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町政治倫理条例の提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、町政が町民の厳粛な信託の上に成立するという民主主義の原則に基づき、町三役並びに議会議員の政治倫理の確立を図り、併せて町民の町政に対する正しい認識と自覚を喚起し、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的に、政治倫理に関する規律の基本となる事項について定めるものであります。

茨城県内におきましては、平成25年度末には32の自治体がこの条例を既に制定しているところであります。

条例の内容といたしましては、県内自治体を参考にしながら、遵守事項、工事等に関する契約自粛事項、町税等の納付状況の報告、政治倫理審査会の設置等について定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、国府田利明議員。

1番（国府田利明君） この政治倫理条例なのですが、なぜ今定例会で急に上程をされたのか、その理由は何なのかという、先ほど町長のほうからありましたが、そこをまず1点と、2点目といたしまして、政治倫理条例は、一般的に行政側が決める条例と執行部と議会が一本化をして決める条例があると思いますが、全国的に2本ある中で、どうして八千代町は政治倫理条例を一本化したのか。

そして、この政治倫理条例、本日付で町長が執行するとなっておりますが、町長を含め三役そうだと思うのですが、議員に対して5日前にこの議案書は配られたわけですが、何ら説明がなくそれを執行するというのはどういった理由なのか、お尋ねいたします。

議長（水垣正弘君） 総務課長。

（総務課長 浜名 進君登壇）

総務課長（浜名 進君） 1番、国府田議員のご質問にお答えいたします。

まず、この政治倫理条例、いつから考えていたのかということですが、県内市町村32団体既に制定しております。決して早い時期ではないということで、事務局レベルでは以前から検討しておりました。

さらに、行政が決めるものと議会が提案するものと2つあるということで、町がなぜ議員と町長、副町長、教育長という特別職の部分を一緒にしたかということでございますが、議員さんからの提案は待っていてもなかなか出てこないということで、政治倫理的にそろそろ決めなければならないということで、今回一緒にやっております。

この条例の施行日ですが、議員さんが本日からということでございますが、今回可決した後、施行日は公布の日からということでございます。公布するまでには、規則等の委任もしておりますので、規則等を正式に決めていかなければならないので、本日付公布ということにはならないかと思えます。なるべく早い時期に公布できるように規則等の準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（水垣正弘君） そのほか質疑ございませんか。

6番、中山勝三議員。

6番（中山勝三君） この条例の第5条なのですけれども、「町長等及び議員は、その任期開始の日後直ちに、規則で定めるところにより、この条例を遵守する旨を文書により誓約しなければならない」。別に誓約したくないとかなんとかという意味ではないのですが、当然任期開始ということになればこの条例が適用になる。そういう身分になるわけですので、あえてこの誓約云々というようなことは、私は要らないのではないかと、こういうふうに考えておりますので、そういうことだけを申し上げさせていただきます。

議長（水垣正弘君） そのほかにご質疑ございませんか。

1番、国府田利明君。

1番（国府田利明君） 最後なのですけれども、先ほど総務課長からご説明あったのですが、議員のほうから待っていてもなかなか来ないということでありましたが、この政治倫理条例に関してきちんとそういうふうには、32の自治体で茨城県で制定されているということは、私もそれは把握していることでございます。ただ、もっと中身の内容をきちんと議論をして、そして決めていくべきことだというふうに思いますので、そこをきちんと認識をしていただきまして、そして十分に議論をしていくべきだというふうに思っています。別に政治倫理条例に関して反対をしているわけではなくて、それに関しては必要性は十分に認めた中で、ただ町民の声だったりとかそういうことが反映されているものなのかどうかということも含めて、ほかの近隣市町村では専門職の人を呼んで、3カ月または半年ぐらいかけてこの条例というのを制定されるものですから、すぐ執行部がこの条例を上程しましたよ、はい、そうですね、ではきょうからしましょうというふうなわけにはいってはいけないものだというふうに思って反対をさせていただきます。

以上です。

議長（水垣正弘君） それではまず、そのほか質疑があれば、原案に反対者の発言を許します。

1番、国府田利明議員。

（1番 国府田利明君登壇）

1番（国府田利明君） 先ほど提案されました政治倫理条例なのですが、3月9日付で、きょうで、僕も議員で5日前に配付をされて、拝見させていただいたのですが、これは

もっと議員さん、僕もそこに含まれるわけですが、もっと議論を尽くして、きょう拙速にそれをするのではないというふうに思いますし、その事前説明がなかったというところがまた一つ大きな課題ではないかなというふうに思います。その議論をやっぴりもっと長期間設けてやっていくべきではないかなというふうに思いますので、反対意見とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第1号 八千代町政治倫理条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 起立多数であります。

よって、議案第1号 八千代町政治倫理条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 八千代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

議長（水垣正弘君） 日程第7、議案第2号 八千代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の提案理由をご説明申し上げます。

第3次地方分権一括法の成立、公布による基準省令改正に伴い、指定介護予防支援事業者が有する従業員の員数に関する基準並びに支援事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を市町村条例に委任されたため制定するもので、その内容は、介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数、介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものを定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、大久保弘子議員。

4番（大久保弘子君） 議案2号について質問させていただきます。

介護予防サービス事業についてですけれども、議案9号、10号も関連しているとは思いますが、介護要支援1、2に関連して、新総合事業に移行するための人員配置基準、居室基準などを見直す内容かと思われませんが、新たな事業計画の中では、利用者が窓口相談して、以前は要介護認定申請を行っておりました。しかし、今回の利用手続については、市町村の窓口相談して、それからチェックリストを行い、そして要介護認定申請サービス事業対象者と分けられるようになっております。と思っております。要支援1、2の認定者数、八千代においては認定者数は何名になっておるのでしょうか。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 4番、大久保議員のご質問にお答えをいたします。

今回私への質問につきましては、要支援者の人数ということでございますので、この平成26年12月分の状況でございますけれども、要支援1の方が106名、要支援2の方が105名、合わせて211名です。これが1号被保険者として、2号被保険者もおりまして、要支援1が5名、要支援2が1名、6名でございます。総数で217名でございます。

議長（水垣正弘君） 4番、大久保弘子議員。

4番（大久保弘子君） 新制度については、以前窓口相談したら、要介護認定申請という形になっておりました。今回の制度については、市町村の窓口相談したらチェックリストということになります。チェックリストを果たす役割をしているのはどな

たなののでしょうか。

そして、チェックして、サービス事業対象者と支援のほうに分けられますけれども、そのサービス事業対象者については、八千代町の要支援1、2の認定者の中から分けられるということになるのでしょうか。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 4番、大久保議員のご質問にお答えをいたします。

チェックリストにつきましては、新総合事業が始まってからということになってまいりますので、現時点では現状のままということでございますけれども、そちらのチェックリストのほうを担当する者ということなのですが、やはり時宜的にはこれから体制の整備などもしていきたいとは思っているのですが、地域包括支援センターなどの者がそういうのに当たっていくことになるかと思えます。

それと、要支援の中でも現状のサービスを受ける場合と、それから新しくなるサービスですね、地域の支援事業を受ける場合と両方が可能になってくる部分がございます。それは、利用者の方の状況をよく把握してということになるかと思えます。現在そのための準備を進めている段階でもございます。さらに準備を進めてまいりたいと考えております。

議長（水垣正弘君） そのほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、反対の討論をさせていただきますと思います。

この今回の議案について、第2号議案、また9号、10号も同じ予防サービスの事業に関連しての議案であると思いますが、新総合事業に移行するための人員配置基準、居室基準などを見直す内容になっていると思いますけれども、政府の地方分権一括法の附則基準の見直しによるもので、居室面積や職員配置などの基準について条例委任するもの

だと思われます。人員配置基準、居室面積基準などを従うべき基準としているのは、憲法が定めるナショナルミニマム、最低生活基準を保障するためであり、ナショナルミニマムを後退させる見直しは間違いだと思います。地域主権改革などと言っていますが、その中身は国の責任を地方に丸投げし、押しつけるものだと思います。国の低い基準は現場の実態に合わず、不十分であることは明白です。国は、自治体に対して最低基準を引き上げて、必要な財源を保障すべきです。社会保障について、ナショナルミニマムや標準を定めるとともに、自治体が独自に上乘せできる財源を保障して、自治体が住民の福祉の増進という責務を果たせるように支援策を講じるべきではないでしょうか。

以上の立場から、この議案2号については反対をいたします。

議長（水垣正弘君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は、起立による採決でございます。

議案第2号 八千代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 賛成多数であります。

よって、議案第2号 八千代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 八千代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例

議長（水垣正弘君） 日程第8、議案第3号 八千代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第3号 八千代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の提案理由をご説明申し上げます。

第3次地方分権一括法の成立、公布による基準省令改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を市町村条例に委任されたため制定するもので、その内容は、八千代町地域包括支援センターの職員の員数及び人員配置基準を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、大久保弘子議員。

4番(大久保弘子君) 議案3号 地域包括支援センターの職員等に係る基準について質問をさせていただきます。

厚労省は、中学校単位で1カ所と言ってきました。現在、当町の1号被保険者は何人なのでしょう。

さらに、条例の第4条のところにありますが、人数の例外というところがあります。八千代町においては、地理的条件もかなり広範囲であります。この保健師、社会福祉士、介護支援専門員の人員は各1人というふうになっておりますが、これで対応がちゃんとし切れるのでしょうか。ちょっとお聞きします。

議長(水垣正弘君) 福祉保健課長。

(福祉保健課長 相田敏美君登壇)

福祉保健課長(相田敏美君) 4番、大久保議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、1号被保険者の人数でございますが、27年1月31日現在、1号被保険者数が5,849人でございます。

それから、地域包括支援センターの職員、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員がそれぞれ1名ということで配置されております。その基準未満ということですので、その職員が従事しております、基準のとおり事業のほうを進めている状況でございます。

議長（水垣正弘君） 4番、大久保弘子議員。

4番（大久保弘子君） 1号被保険者は、ただいま5,849人というふうに報告がありました。6,000人未満でありますから、この基準以内ということは違いありませんが、人員をふやす計画はないのでしょうか。笠間市などは4人体制を検討しているということですので、この職員の方々、専門員の方、社会福祉士、それから保健師などの数が5,849人に対して1人ずつというのは非常に過重な負担ではないかと思いますが、人員をふやす計画はないのでしょうか。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 4番、大久保議員のご質問にお答えをいたします。

地域包括支援センターの職員の増員ということでございますが、実は27年度に向けまして、地域包括支援センターの中でケアマネジャー資格を持った介護支援専門員の方を臨時職員として従事していただくような計画がございます。介護保険、これからもろもろの準備もあるということもございますので、そのような体制を計画しているところでございます。

議長（水垣正弘君） そのほかにもございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（水垣正弘君） 日程第9、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由をご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました。

今回の法改正の内容につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るものであります。

今回の改正は、法改正に伴い関連する条例の改正であり、教育長が地方公務員法に規定する一般職から特別職となることから、第1条で教育長の給与、勤務時間及び勤務条件に関する条例を廃止します。第2条及び第4条においては、法改正に伴う文言整理及び条ずれの整理、第3条においては、新たに設置される総合教育会議に関する事務の所管を明記し、第5条及び第6条においては、特別職である新教育長の給与等に関する規定を追加するものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、大久保弘子議員。

4番（大久保弘子君） 議案4号について質問をさせていただきます。

首長の判断で、大綱に教科書採択、学力テストの結果の公表など教育委員会の専権事項についても記載することが可能になるということによろしいのでしょうか。

議長（水垣正弘君） 学校教育課長。

(教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇)

教育次長兼学校教育課長(水書正義君) 4番、大久保議員の質問にお答えします。

総合教育会議等々で、これから教科書の採択、あるいは学力テスト関係についても首長のほうの権限が及ぶかというようなことかと思いますが、これについては従来どおりの教育委員会で、執行機関で判断しておるものでございます。大綱のみを決定していくと。委員会と同じ執行機関でございますので、対等の立場で協議、調整を図っていくというようなことでございます。

議長(水垣正弘君) そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。討論ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 原案に反対者の発言を許します。

4番、大久保弘子議員。

(4番 大久保弘子君登壇)

4番(大久保弘子君) ただいま議長より許可をいただきましたので、議案4号の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について反対討論をさせていただきます。

この条例案は、首長が教育政策の、先ほどもお話がありましたように、方針、大綱を策定するということです。そして、教育委員会から教育長の指揮監督権限を奪い、首長が直接任命する教育長を教育委員会のトップに据えることが柱になっております。首長の判断で、大綱に教科書採択、学力テストの結果公表など教育委員会の専権事項についても記載することが可能になるということでもあります。静岡県知事の独断で全国学力テストの結果を一部公表し、また大阪市でも市長の教育方針が学校を混乱させております。首長の圧力が教育行政にゆがみをもたらしているときに、首長にフリーハンドを与えるのは本末転倒です。教育委員会が保護者や子ども、教職員の要求を踏まえ、教育施策をチェックし、改善する真の改革へ力を尽くすことが求められます。

以上の立場から反対するとともに、町長に教育委員会の自主性の尊重を求めて、反対討論といたします。

議長（水垣正弘君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） これから採決をいたします。

この採決は起立により行います。

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 起立多数であります。

よって、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 八千代町教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

議長（水垣正弘君） 日程第10、議案第5号 八千代町教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例は、現行の教育長は、教育委員として特別職の立場と教育長としての一般職の立場を併せ有するものであることから、一般職としての教育長について規定する八千代町教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を廃止し、特別職としての立場に一本化される教育長の服務について、地方公務員法上の服務に関する規定のうち、常勤の特別職であることに伴い必要となる勤務時間及び職務専念義務等について新たに制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、討論させていただきます。

議案5号についても、先ほど4号の関連議案として、同じ理由で反対をしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

この採決は起立により行います。

議案第5号 八千代町教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 起立多数であります。

よって、議案第5号 八千代町教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 八千代町行政手続条例の一部を改正する条例

議長（水垣正弘君） 日程第11、議案第6号 八千代町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第6号 八千代町行政手続条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。行政手続法の改正については、法律違反をしている事実を発見した場合、適正な権限行使を促すための手続を定める処分等の求めや行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、再考を求める申し出を法律上の手続として位置づける行政指導の中止等の求めなどの国民の権利利益の保護の充実を図るために新たに加えられた事項について、町の機関が行う条例に基づく処分や行政指導に適用させるため、改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町行政手続条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町行政手続条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

議長（水垣正弘君） 日程第12、議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、まち・ひと・しごと創生戦略会議委員と消費生活相談員を非常勤特別職の職員に位置づけるものであります。まち・ひと・しごと創生戦略会議委員につきましては、昨年11月に公布されたまち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、国と地方が総力を挙げて人口減少や地域の活性化の課題に対し施策を展開していくことから、町としても推進体制整備の一環として、国、県の推進体制に倣い、各分野の有識者メンバーによる推進組織まち・ひと・しごと創生戦略会議を設置し、地方創生の推進が着実に図られるよう今後予定しているところであります。

消費生活相談員につきましては、国において、消費者がどこに住んでいても質の高い相談、救済を受けられる地域体制の整備を進めている中で、消費生活相談員の質を高めるために、研修を受けるための支援整備を推進しているところであります。相談員が研修を受けることにより、住民はより質の高い消費相談、救済を受けられることから、研修に参加した場合は費用弁償が支出できるよう条例を改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例

議長(水垣正弘君) 日程第13、議案第8号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第8号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設等、地域支援事業に関する改正がされたこと、また介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

この内容は、1号被保険者の保険税率に関する基準が標準6段階から標準9段階に改正されたことに伴い、当町の介護保険料の所得段階を9段階に改め、基準段階である5段階の保険料を月額5,100円とするものであります。

また、新しい総合事業に円滑に移行するための体制整備や受け皿の整備等をするため、一定の時間をかけて準備して総合事業を実施する必要があるため、附則において猶予期間を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます

ようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、議案8号 介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を述べたいと思います。

政府は、2015年度から消費税増税で得られた財源の一部を使い、65歳以上の介護保険料、第1号被保険料の低所得者軽減を行うとしていました。ただし、消費税を10%にすることで確保されるとしておりましたが、先送りの中で保険料設定は未確定になっておりました。この軽減策に投じられる予算は、消費税10%で得られる増収、約13兆円の1%程度にすぎないということです。

今回の町の保険料改定案によりますと、全体として1段階から9段階で、基準額が5,100円というふうには値上がりになりました。また、全体としては大幅な引き上げになっております。2012年度の大規模引き上げで保険料の負担が重く、暮らしに大きく影響が広がっており、しかもお金がなければ十分な介護サービスも受けられない状況にあります。医療介護総合法により、保険あって介護なしの状況がますます進んでいくと思われまます。国の財源更正を変え、国の負担をふやすよう求めるべきではないでしょうか。保険料の引き下げを求めて、反対討論といたします。

議長（水垣正弘君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、中山勝三議員。

（6番 中山勝三君登壇）

6番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、賛成の討論をさせていただきますと思います。

特に今回介護保険料の見直しということでされたわけですが。今まで6段階だったのを9段階に、所得に応じてといたしますか、なるべくきめ細かにということの改正をしまし

て、また介護保険料につきましては、委員会等をもちまして委員の皆様の慎重な審議をいただき、そしてまた計画におきましては執行部も大変努力をして、そして今後の向こう3年間、そしてまた今後2025年後期高齢者、団塊の世代の方たちが迎えるというようなところまでにらみまして、そしてこの介護保険料を設定したわけでございます。

消費税も反対、介護保険料も反対というようなことでは、これはお互いに相互扶助、助け合いの精神からいきまして、この介護保険制度も成り立たなくなってしまうというふうに考えます。

そういうことで、今回のこの制度見直しということで、介護保険料につきまして賛成ということで、議員各位の皆様のご賛同をいただきますよう、賛成の討論とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第8号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 起立多数であります。

よって、議案第8号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（水垣正弘君） 日程第14、議案第9号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第9号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

の提案理由をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、市町村条例で施設基準等を定めることとされたため、条例の一部を改正するものであります。

その内容は、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの登録定員を29人以下とすることなどの利用定員、従業者の人員配置基準、サービスの事業に係る居室面積基準等を改正し、また事業者がみずからその提供するサービスの質の評価を行い、市町村や地域包括支援センター等の公正、中立の立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとしたこと等を主な柱とするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） 議案9号について討論を述べたいと思います。

議案2号におきまして、新総合事業に移行するための改正案という内容で討論させていただきました。要支援1、2の方が介護給付の対象にならない、そういう方も出るのではないかということです。議案9号については、新総合事業に移行するための改正案と思われるので、議案2号と同じ理由で反対をいたします。

議長（水垣正弘君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第9号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

議長(水垣正弘君) 起立多数であります。

よって、議案第9号 八千代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第10号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長(水垣正弘君) 日程第15、議案第10号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第10号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、市町村条例で施設基準等を定めることとされたため、条例の一部を改正するものであります。

その内容は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とすることなどの利用定員、従業者の人員配置基準、サービスの事業に係る居室面積基準等を改正し、また事業者がみずからその提供するサービスの質の評価を行い、市町村や地域包括

支援センター等の公正、中立の立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとしたこと等を主な柱とするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いいたしまして、説明といたします。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、議案10号についての討論をさせていただきたいと思っております。

この議案に対しても、新総合事業に移行するための改正案と思われれます。議案2号と同じ理由で反対をいたします。要支援1、2の方が介護給付から外されるということがあり得ますので、これに反対をいたします。

議長（水垣正弘君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第10号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 起立多数であります。

よって、議案第10号 八千代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例

議長（水垣正弘君） 日程第16、議案第11号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第11号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

公共用水域へ排出する者を規制する水質汚濁防止法と、下水道に下水を排除する者を規制する下水道との調整を図るため、下水道法施行令第9条の4に規定する、下水道を使用する特定事業場に対する排水基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。排水1リットルに含まれるカドミウムの量を0.1ミリグラム以下から0.03ミリグラム以下にし、またジオキサンについて0.5ミリグラム以下の項目を追加するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第12号 八千代町保育の実施条例を廃止する条例

議長(水垣正弘君) 日程第17、議案第12号 八千代町保育の実施条例を廃止する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第12号 八千代町保育の実施条例を廃止する条例の提案理由をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行により、児童福祉法が改正され、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を実施することとされるとともに、保育の実施の基準を条例で定める必要がなくなったため、条例を廃止するものであります。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行日であります平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 八千代町保育の実施条例を廃止する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 八千代町保育の実施条例を廃止する条例は、原案のとおり可決
されました。

-
- 日程第18 議案第13号 平成26年度八千代町一般会計補正予算（第5号）
議案第14号 平成26年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第15号 平成26年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第16号 平成26年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第17号 平成26年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第18号 平成26年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第19号 平成26年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第20号 平成26年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（水垣正弘君） 日程第18、議案第13号 平成26年度八千代町一般会計補正予算（第5号）、議案第14号 平成26年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 平成26年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第16号 平成26年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第17号 平成26年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第18号 平成26年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第19号 平成26年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第20号 平成26年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）、以上8件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第13号 平成26年度八千代町一般会計補正予算(第5号)、議案第14号 平成26年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第15号 平成26年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第16号 平成26年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第17号 平成26年度八千代町中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第18号 平成26年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第19号 平成26年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第20号 平成26年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

今回提案した補正予算は、本年度第5回目の補正で、歳入歳出とも7,528万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ83億8,174万6,000円とするものであります。

最初に、歳入の増額となる主な項目を申し上げます。保育料徴収金により分担金及び負担金149万円、ふるさと納税等により寄附金38万円、繰越金1億43万1,000円をそれぞれ増額いたします。

減額する項目につきましては、地方譲与税594万4,000円、地方消費税交付金2,149万1,000円、国庫支出金4,066万5,000円、県支出金8,180万6,000円、繰入金520万円、町債2,220万円をそれぞれ減額いたします。

次に、歳出について、増額となる主な項目を申し上げます。総務費では、公共施設整備基金積立金による財産管理費を6,140万円、財政調整基金積立金による財政調整基金費1億円、商工費においては、人件費及び観光費による100万4,000円をそれぞれ増額いたします。

次に、減額する項目につきまして申し上げます。議会費では報酬等334万円、民生費においては、臨時福祉給付金を含みます臨時福祉給付金給付費1,969万1,000円、児童手当費を含みます児童措置費4,755万3,000円、衛生費においては、茨城西南医療センター病院運営費負担金を含みます保健衛生総務費924万9,000円、各種検診委託料を含みます予防費812万円、農林業費においては、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金を含みます園芸振興費1,175万2,000円、茨城南総土地区画改良区水利施設整備事業負担金を含みます農地費1,257万6,000円、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金を含みます農業経営体

活性化事業費4,952万6,000円、土木費においては、主に人件費や物件費等の減額により都市計画総務費331万8,000円、下水道事業特別会計繰出金を含みます下水道費835万6,000円、教育費においては、下結城小学校トイレ改修工事請負費を含みます小学校費326万7,000円、八千代一中校舎改築工事請負費を含みます中学校費1,255万6,000円、社会教育費358万7,000円をそれぞれ減額いたします。

続きまして、第2表、継続費補正につきましては、ただいま申し上げましたように、一中の校舎改築工事請負費等の契約差金による年割額及び総額の変更によるものであります。

第3表、繰越明許費については、安心こども支援事業施設整備事業補助金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、また防災貯水槽撤去工事請負費であります。

なお、第4表、地方債補正については、事業の変更によるものであります。

以上が一般会計補正予算（第5号）の概要であります。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回提案した補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出ともに887万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ32億2,229万7,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、国民健康保険税を1,862万3,000円増額いたします。これは、主に滞納繰越分であります。

国庫支出金においては、1,613万9,000円減額いたします。これは、高額医療費共同事業負担金、普通調整交付金などに係るものであります。

県支出金を116万3,000円を減額いたします。これは、高額医療費共同事業負担金に係るものであります。

共同事業交付金を1,400万6,000円減額いたします。これは、高額医療費共同事業交付金や保険財政共同安定化事業交付金に係るものであります。

繰入金76万6,000円を増額いたします。これは、人件費及び基盤安定繰入金からの繰入に係るものであります。

諸収入を304万2,000円増額いたします。これは、一般被保険者加算金及び一般被保険者第三者納付金に係るものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。総務費を12万5,000円増額いたします。これは、総務管理費に係るものであります。

保険給付費を1,468万8,000円増額いたします。これは、療養給付及び医療費の増加に

よるものであります。

前期高齢者納付金を26万9,000円減額いたします。これは、社会保険診療報酬支払基金への納付金で、変更通知に基づくものであります。

共同事業拠出金を2,317万1,000円減額いたします。これは、茨城県国民健康保険団体連合会への拠出金で、変更通知に基づくものであります。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

なお、この予算につきましては、平成27年3月2日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも193万5,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億6,504万7,000円とするものであります。

この内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、繰入金43万7,000円、繰越金250万7,000円をそれぞれ増額いたします。また、保険料380万円、諸収入107万9,000円をそれぞれ減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。総務費79万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金を63万8,000円、諸支出金50万円をそれぞれ減額いたします。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

まず初めに、保険事業勘定についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出とも2,395万3,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ16億49万6,000円とするものであります。

この内容でございますが、まず歳入から申し上げます。保険料809万8,000円を増額いたします。これは、保険料の見込みの変更に伴うものでございます。

次に、国庫支出金759万2,000円を減額いたします。これは、介護給付費負担金及び調整交付金の内示額決定によるものでございます。

次に、支払基金交付金592万3,000円を減額いたします。これは、交付金の内示額決定によるものでございます。

次に、県支出金282万5,000円を減額いたします。これは、介護給付費負担金の内示額決定によるものであります。

次に、繰入金365万4,000円を減額いたします。これは、主に平成25年度介護給付費等実績による町からの繰入金の超過額が生じたことによる返還金でございます。

次に、繰越金3,530万7,000円を増額いたします。これは、平成25年度からの繰越金でございます。

次に、諸収入54万2,000円を増額いたします。これは、下妻地方広域介護認定審査会負担金の平成25年度精算金が主な内容であります。

続きまして、歳出について申し上げます。基金積立金4,999万9,000円を増額いたします。これは、介護保険給付の安定化を図るために積み立てをするものでございます。

次に、総務費32万9,000円を減額いたします。これは、主に第6期介護保険事業計画委託費の差金によるものでございます。

次に、保険給付費2,551万9,000円を減額いたします。これは、保険給付費の見込みの変更によるものでございます。

次に、地域支援事業費19万8,000円を減額いたします。これは、主に事業費の見直し及び生活機能評価委託料の差金によるものであります。

次に、介護サービス事業勘定について申し上げます。

今回提案します補正予算は、歳入歳出とも56万9,000円を増額し、予算総額を837万9,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申しますと、サービス収入10万円を増額いたします。これは、介護予防支援利用者の増に伴うものでございます。

次に、繰越金46万9,000円を増額いたします。これは、平成25年度からの繰越金でございます。

続いて、歳出について申し上げます。事業費10万円を増額いたします。これは、介護予防支援事業費の委託料が見込みを上回るため増額いたします。

次に、諸支出金46万9,000円を増額いたします。これは、保険事業勘定への繰出金でございます。

以上が介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回提案しました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも4,165万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億3,867万7,000円とするものであります。

歳入の内容について申しますと、保留地処分金584万2,000円、繰越金43万3,000円を増額し、国庫支出金の社会資本整備総合交付金2,762万7,000円、町債の土地区画整理事業債2,030万円をそれぞれ減額いたします。

歳出の内容としましては、総務費、一般管理費のPersonnel費14万9,000円を増額、需用費15万円を減額し、土地区画整理費、第1工区区画整理事業費の委託料70万円、工事費150万円を減額、土地区画整理費、第2工区区画整理事業費の委託料450万円、工事請負費2,700万円、補償、補填及び賠償金795万円をそれぞれ減額いたします。

なお、第2表、繰越明許費については、第1工区の町単独による整地工事及び家屋物件移転補償金、第2工区の交付金による家屋物件移転補償金を繰り越すものであります。

第3表、地方債補正につきましては、交付金の減に伴うものであります。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも6,404万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5億1,806万円とするものであります。

補正予算の主な内容は、歳入においては分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、町債を減額し、前年度繰越金、雑入を増額するものであります。

歳出においては、農業集落排水事業管理費における賃金、役務費、委託料を減額し、積立金を増額いたします。

農業集落排水事業費においては、委託料、工事請負費、補償、補填及び賠償金を減額し、Personnel費を増額いたします。

公債費においては、償還金利子及び割引料を減額するものであります。

以上が農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも2,119万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億9,193万3,000円とするものであります。

補正の内容について、まず歳入から申し上げますと、国庫支出金において下水道費補助金500万円、繰入金においては一般会計繰入金を400万円、下水道基金繰入金を1,435万円、町債において下水道事業債650万円をそれぞれ減額いたします。

繰越金について、前年度からの繰越金を475万3,000円、諸収入においては雑入390万3,000円をそれぞれ増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。事業費においては2,089万7,000円、公債費においては29万7,000円を減額いたします。

第2表、繰越明許費については、鬼怒小貝流域下水道事業で繰越しが生じたため、それに伴う建設負担金140万円、平成27年度に繰越しいたします。

第3表、地方債補正については、流域下水道事業180万円、公共下水道事業220万円、特定環境保全公共下水道事業250万円をそれぞれ減額いたします。

以上が下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、3条予算の収益的収入を133万5,000円減額し、総額を4億7,314万9,000円とし、収益的支出を1,976万2,000円減額し、総額を4億8,614万3,000円とするものであります。

初めに、水道事業収益について申し上げます。営業収益のうち、給水収益で水道料金及び量水器使用料190万円、その他の営業収益で加入金等により393万6,000円を増額し、営業外収益においては雑収益で工事補償金等により713万4,000円を減額するものであります。

次に、水道事業費用について申し上げます。営業費用のうち、原水費206万4,000円、浄水費167万7,000円、配水費1,390万3,000円、総係費331万4,000円をそれぞれ減額し、資産減耗費69万6,000円を増額するものであります。

また、営業外費用については、消費税50万円を増額するものであります。

続きまして、4条の資本的支出につきましては、契約差金等により施設費65万1,000円を減額し、総額を1億3,970万1,000円とするものであります。

以上が水道事業会計補正予算（第2号）の概要であります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 平成26年度八千代町一般会計補正予算（第5号）から議案第20号 平成26年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）まで8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成26年度八千代町一般会計補正予算（第5号）から議案第20号 平成26年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）まで8件は原案のとおり可決されました。

議長（水垣正弘君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 1時22分）